

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 広島東公共職業安定所労働課分室境界確定測量及び登記業務の実施について

	ページ数
1. 入札公告	1～2
2. 入札説明書	3～6
3. 仕様書	7～23
4. 入札説明書様式.....	24～32
5. 契約書(案)	33～39

※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、「**入札関係書類受領書**」を必ずご提出ください。

※2 各様式元データ(エクセル・ワード)の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階
広島労働局 総務部 総務課 会計第2係 栗田
電話番号:082-221-9241

入札公告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

令和6年6月24日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

1 調達内容

(1) 件名

広島東公共職業安定所労働課分室境界確定測量及び登記業務の実施について

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結日から令和7年1月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を同封すること。電子入札の場合も電子データにより入札内訳書を添付すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

(2) 令和5・6年度厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格の「測量・建設コンサルタント」のうち「測量」において、「B」又は「C」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

(3) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）

(4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

(8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒730-8538広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課会計第二係 栗田
電話082-221-9241
広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)
- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所
期間：令和6年6月24日（月）から令和6年7月23日（火）まで
広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)
- (3) 入札書の受領期限
令和6年7月30日（火） 13時 50分
- (4) 開札の日時及び場所
日時：令和6年7月30日（火） 14時 00分
場所：広島労働局総務部総務課内

4 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。なお、上記3（3）及び（4）については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) その他 詳細は入札説明書による。

入札説明書

広島労働局管内施設の法定定期点検業務の委託についての入札は、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

広島東公共職業安定所労働課分室境界確定測量及び登記業務の実施について

(2) 数量・規格等

仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は総価を記入すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を同封すること。電子入札の場合も電子データにより入札内訳書を添付すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除

3 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

なお、電子調達システムによりがたい者は、当局に申し出を行うことにより、紙入札方式に変更することができる。

また、電報、FAX及び電子メールによる提出は認められない。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5・6年度厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格の「測量・建設コンサルタント」のうち「測量」において、「B」又は「C」の等級に格付けされた「中国地域」

の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）
- (5) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
 - *厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法）
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。
 - ア 提出期限
令和6年7月23日（火） 17時00分
 - イ 提出場所
広島市中区上八丁堀6番30号
広島労働局総務部総務課会計第二係 栗田
電話番号：082-221-9241
メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp
 - ウ 提出方法
郵送、持参又はメールによって提出すること。
- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出したすべての者に、随時メールにて通知する。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、予め、広島労働局ホームページより仕様書を入手すること。

仕様書を入手した場合は、必ず入札関係書類受領書を提出すること。

また、入札参加届の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

- (1) 入札参加届等書類（証明書等）の提出期限
令和6年7月26日（金） 15時00分
- (2) 提出書類
電子調達システム及び紙入札による方式とも次の書類を提出すること。

- ア 入札参加届（兼自己申告書）
- イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ウ 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

電子調達システムのURL

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

(2) に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）にて、上記5（1）イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

(1) 提出期限

令和6年7月30日（火） 13時50分

(2) 提出書類

ア 入札書

イ 入札内訳書

ウ 紙入札で代理人により入札する場合は、委任状

(3) 提出方法及び提出場所

上記6（3）と同様とする。

8 落札者の決定方法

調達予定品が本案件仕様書に定める要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和6年7月30日（火） 14時00分

(2) 開札場所

広島労働局総務部総務課内

10 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 開札は指定した場所及び日時に行う。

イ 次に該当する場合の入札は無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領の得ることができない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 6 (2) の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

ウ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、ただちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

エ 開札の結果、入札価格に100分の10に相当する額（消費税に相当する額）を加算した金額が予定価格以下とならないときは、ただちに再入札を行うこととする。

電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。

(3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

11 入札等の問い合わせ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 栗田

電話番号：082-221-9241

メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

仕様書

広島東公共職業安定所労働課分室 境界確定測量及び登記業務

1 業務名

広島東公共職業安定所労働課分室 境界確定測量及び登記業務

2 業務の目的

境界確定に必要な次の業務を実施する。

- ・土地の境界確定
- ・面積測量
- ・不動産登記申請
- ・その他、受託者が必要または実施すべきと思われる調査等

なお、土地の境界確定は既に埋没している境界標を測定結果により位置を変更する作業及び境界標が遺失している場合は新たな境界標を復元する作業も含む。

また、境界標復元に関して、境界確定に合意が得られない地点については費用を減額とするが、この合意が得られない地点が土地の数量に影響しない場合は減額の対象としない。

3 対象場所

官署名：広島東公共職業安定所労働課分室（平成30年度末閉庁）

所在地：広島市東区宇品海岸3-9-28

地番：3-4-25、3-4-142

*公図（写）、全部事項証明書（写）、国土調査資料（写）等の参考資料は別添のとおり。

4 注意事項

(1) 資料等の貸与

委託者は必要に応じて関係資料を受託者に貸与するものとし、受託者は貸与資料を丁寧に扱い、必要がなくなった場合は直ちに返却するものとする。

(2) 土地への立ち入り等について

受託者は、業務実施のため植物伐採等をする際はあらかじめ業務担当職員に報告し、当該所有者及び占有者の許可を得るものとする。

また、この場合において生じた損失のため必要となる経費は、受託者が負担するものとする。

(3) その他

この仕様書に定めのない事項及び業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議によりその解決を図り、当該協議が整わないときは、委託者の指示するところによるものとする。

5 履行期限

令和7年1月31日（金）まで

（可能な限り早期に履行完了すること）

なお、上記履行期限は下記6の提出書類を委託者へ提出するまでを含めた期間とする。

6 業務完了時の提出書類

調査完了後、速やかに次の書類を提出する。

提出先は、下記9（1）。

- (1) 宛名位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地登記簿
- (4) 境界確定書（官官境界確定書、官民境界確定書、類似の名称含む）
- (5) 測量成果（地積測量図等）
- (6) 境界確定用平面図、境界確定断面図
- (7) 現況写真
- (8) 境界標遺失の場合は、境界標復元を確認できる資料
- (9) その他の資料

7 業務の再委託について

- (1) 業務の再委託について、全部を第三者（子会社（会社法第2条第三号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満の場合には、当業務の一部を委託することができる。
- (2) 当業務の一部を再委託契約する場合には、契約書様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りではない。
- (3) 再委託の相手方から、さらに第三者に委託が行われている場合には、その旨を必ず報告し、履行体制の把握のために必要な提出書類について指示を仰ぐこと。

8 請求方法

履行完了後、「官署支出官 広島労働局長」あてに請求すること。

提出先は下記9（2）。

9 問い合わせ先

(1) 仕様書に関する問い合わせ先

広島労働局総務部総務課

会計第四係 加藤

広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

TEL：082-221-9241

MAIL：katou-azusa@mhlw.go.jp

(2) 契約手続きに関する問い合わせ先

広島労働局総務部総務課

会計第二係 栗田

広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

TEL：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられていた図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
宇品海岸3丁目

請求部	所在	広島市南区宇品海岸三丁目		地番	4番25
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日	備付年月日(原図)		補事項	種類	旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年1月10日
広島法務局



登記官

斎藤宜秀

請求番号：4-8
(1/1)

公用

表題部 (土地の表示)		調製	平成3年11月20日	不動産番号	2400000105409
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	広島市南区宇品海岸三丁目			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4番25	宅地	1498	21	4番1から分筆 〔昭和50年7月10日〕	
[余白]	[余白]	1504	68	③錯誤 〔昭和53年12月14日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年11月20日	
[余白]	[余白]	1124	15	③4番25、4番145に分筆 〔平成10年3月12日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和50年7月4日 第24043号	所有者 労働省 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年11月20日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年1月10日
広島法務局

登記官

齋藤 宜 秀



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	2400001149636
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	広島市南区宇品海岸三丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4番142	宅地	82	85	4番24から分筆 〔平成10年1月22日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	平成6年9月14日 第41011号	所有者 大蔵省 順位2番の登記を転写 平成10年1月22日受付 第2287号
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成10年2月4日 第4103号	原因 平成10年2月4日所管換 所有者 労働省



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年1月10日
広島法務局

登記官

齋藤 宜秀



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	2400001151917
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	広島市南区宇品海岸三丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4番145	宅地	380	52	4番25から分筆 〔平成10年3月12日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和50年7月4日 第24043号	所有者 労働省 順位1番の登記を転写 平成10年3月12日受付 第9348号
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成10年3月31日 第12434号	原因 平成10年3月30日所管換 所有者 建設省



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年1月10日
広島法務局

登記官

斎藤 宜秀



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成3年11月20日	不動産番号	2400000105390
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	広島市南区宇品海岸三丁目			[余白]	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4番1	宅地	7736	68	③4番68を合筆 〔昭和60年11月15日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年11月20日	
[余白]	[余白]	7756	93	③4番104を合筆 〔平成6年9月14日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和60年11月15日 第2017号	所有者 大蔵省 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年11月20日
2	合併による所有権登記	平成6年9月14日 第41010号	所有者 大蔵省



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年1月10日
広島法務局

登記官

斎藤 宜秀



表題部 (土地の表示)		調製	平成3年11月20日	不動産番号	2400000105439
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	広島市南区宇品海岸三丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
4番67	宅地	425.36		4番1から分筆 〔昭和51年4月24日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年11月20日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和51年4月24日 第15682号	所有者 大蔵省 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年11月20日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年1月10日
広島法務局

登記官

齋藤 宜秀



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成3年11月20日	不動産番号	2400000105412
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	広島市南区宇品海岸三丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4番28	宅地	13612	97	4番1から分筆 〔昭和50年7月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年11月20日	
余白	余白	13616	64	③4番170を合筆 〔平成18年6月5日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和50年7月4日 第24043号	所有者 大蔵省 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年11月20日
2	合併による所有権登記	平成18年6月5日 第20844号	所有者 財務省



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年1月10日
広島法務局

登記官

齋藤 宜秀



表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	2400001194463
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	広島市南区宇品海岸三丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4番155	宅地	7217	83	4番24から分筆 〔平成16年1月9日〕	
余白	余白	6191	95	③4番155、4番161に分筆 〔平成17年3月18日〕	
余白	余白	5748	52	③4番155、4番169、4番170に分筆 〔平成18年6月5日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	平成6年9月14日 第41011号	所有者 大蔵省 順位2番の登記を転写 平成16年1月9日受付 第608号
2	所有権移転	平成19年5月2日 第14482号	原因 平成19年5月1日売買 所有者 広島市南区宇品西二丁目16番9号 濱本工芸株式会社

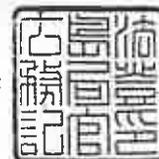


これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和6年1月10日
広島法務局

登記官

齋藤 宜秀



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)	調製	余白	不動産番号	2400001194461
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	広島市南区宇品海岸三丁目			余白
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
4番153	宅地	29062	72	4番24から分筆 〔平成16年1月9日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	平成6年9月14日 第41011号	所有者 大蔵省 順位2番の登記を転写 平成16年1月9日受付 第608号
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成16年2月5日 第4006号	原因 平成14年3月29日所管換 所有者 国土交通省



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年1月10日
広島法務局

登記官

齋藤宜秀



登記年月日：平成10年3月12日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年1月10日 広島法務局

登記官

齋藤宜秀



085435

地番	4-25 4-145-25	土地所在	広島市南区宇品海岸三丁目
		地積測量図	H10.3.12

座標求積表

地番：⑥ 4-~~145~~¹⁴⁵

筆界点	境界標	X	Y	X-X	Y (X-X)
P 7	金属 鋏	-182855.807	27670.569	-12.786	-353795.895234
L77+2		-182855.366	27671.493	3.861	106839.634473
L77+2		-182851.946	27678.678	6.798	188159.653044
L77+1		-182848.568	27685.818	6.698	185439.608964
L77+		-182845.248	27692.918	5.994	165991.350492
P 6	金属 鋏	-182842.574	27698.732	10.479	290255.012628
E229	金属 鋏	-182834.769	27698.838	8.254	228626.208852
E228	金属 鋏	-182834.320	27677.768	-7.811	-216191.045848
E194	金属 鋏	-182842.580	27670.846	-21.487	-594563.468002

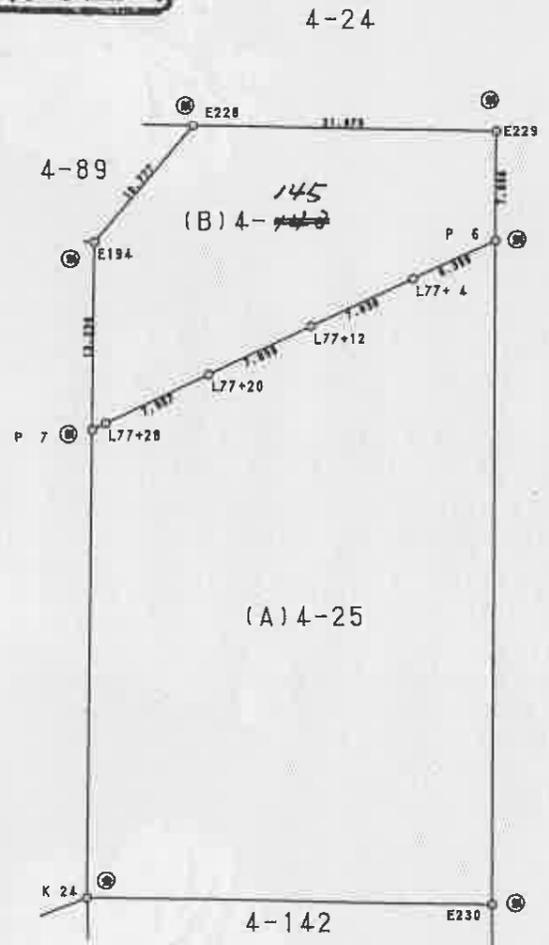
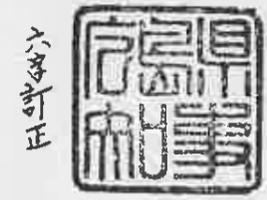
合計面積 761.059369
380.5296845

求積 ④ 4-25
~~1498.2106~~ m² - (⑥ 380.5296845 m²) = ~~1117.6809155~~ m²
 1504.6844 1124.15 1124.1547155

地積 ④ 4-25 1124.15 m²
 ⑥ 4-~~145~~¹⁴⁵ 380.52 m²

境界標及び座標値

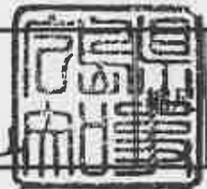
筆界点	境界標	X	Y
K 24	金属 標	-182888.873	27669.875
E230	金属 鋏	-182889.471	27698.093



筆界	境界標の種類
①	コンクリート杭
②	金属 鋏
③	金属 標
④	石 杭
⑤	測 み

作製者 広島県商工労働部職業安定課
 地方官 田邊克也 (平成10年3月9日作製)

嘱託者 学働省不動産登記嘱託指定職員
 広島県知事 藤田 雄



登記年月日：平成10年1月22日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年1月10日
広島法務局

登記官

斎藤宜秀

085482

地番	4-142 -24	土地積測量図
土地の所在	広島市南区字品海岸三丁目	H10.1.22

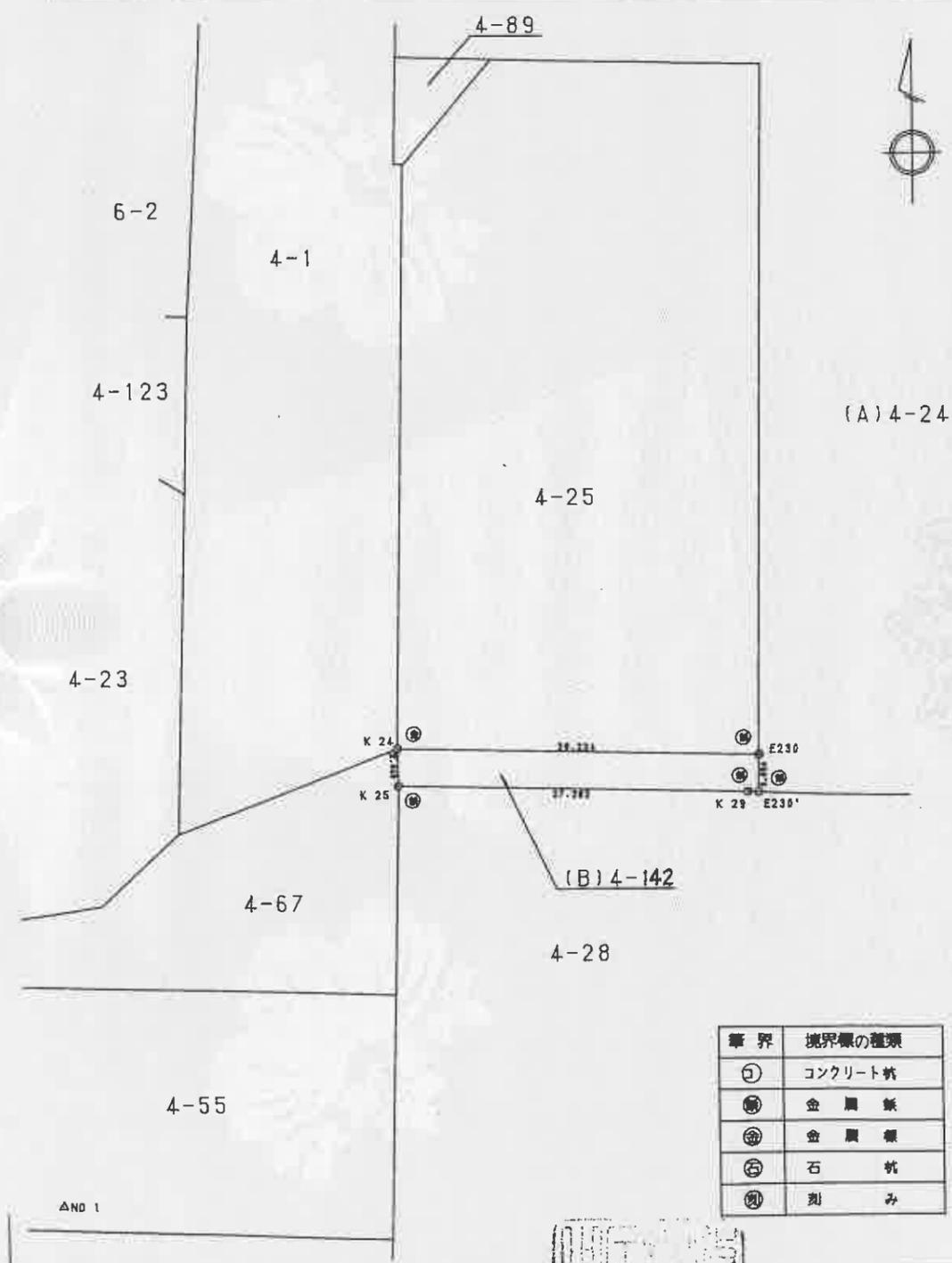
座標求積表

地番：㊸ 4-142

筆界点	境界標	X	Y	X-X	Y (X-X)
K 24	金属プレート	-182888.873	27669.875	-2.347	-64941.196625
K 25	金属板	-182891.818	27669.922	-3.516	-97287.445752
K 29	金属板	-182892.389	27697.198	-0.607	-16812.199186
E230	金属板	-182892.425	27698.053	2.918	80822.918654
E230	金属板	-182889.471	27698.093	3.552	98383.626336
合計面積				165.703427	82.8517135

求積 ㊸ 4-24
53603.0947055㎡ - ㊸ 82.8517135㎡ = 53520.2429920㎡

地積 ㊸ 4-24 53520.24 ㎡
㊸ 4-142 82.85 ㎡



筆界	境界標の種類
㊸	コンクリート杭
㊸	金属板
㊸	金属標
㊸	石杭
㊸	刻み

作製者	大蔵事務官 岩佐 香 (平成10年1月22日作製)	囑託者	大蔵省所管不動産登記囑託指定職員 中国財務局長村田保史	縮尺	1/500
-----	---------------------------	-----	-----------------------------	----	-------





P 6



L 77+4



L 77+12



L 77+20



L 77+28



P 7



K 2 4



K 2 5



E 2 3 0



E 2 3 0'



K 2 9

案内図



広島東公共職業安定所
労働課分室

位置図



広島東公共職業安定所
労働課分室

入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入のうえ、メール又は郵送にてご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしく申し上げます。

<宛 先>

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第2係 栗田
MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称	広島東公共職業安定所労働課分室境界確定測量及び登記業務の実施について
---------	------------------------------------

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)	

入札参加届（兼自己申告書）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

- 入札件名 広島東公共職業安定所労働課分室境界確定測量及び登記業務の実施について
- 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
 - 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
 - 令和5、6年度厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格「測量・建設コンサルタント等」における等級
「測量・建設関係コンサルタント ・ 建築関係コンサルタント ・ 地質調査業務
・ 土木関係建設コンサルタント ・ 補償関係コンサルタント」
() 等級
 - 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。） はい ・ いいえ
 - 入札参加届等書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい ・ いいえ
 - 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。 はい ・ いいえ
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、または障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい ・ いいえ
 - 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。
また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていない。 はい ・ いいえ
 - 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでない

こと。

はい ・ いいえ

【添付書類】

- ・ 資格審査結果通知書（厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格）の写し
- ・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

入札者 住所
名称
入札者名
(代理人名)

入札注意事項を承諾のうえ提出します。

入札件名 広島東公共職業安定所労働課分室境界確定測量及び登記業務の実施について

入札金額 ¥

但し、消費税は除く。

※ 令和5・6年度厚生労働省一般競争参加資格の「測量・建設コンサルタント」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

※ 任意の番号を記載すること
なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

電子くじ 番号 (3桁)			
--------------------	--	--	--

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所

名 称

入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と
定め、下記のとおり委任します。

記

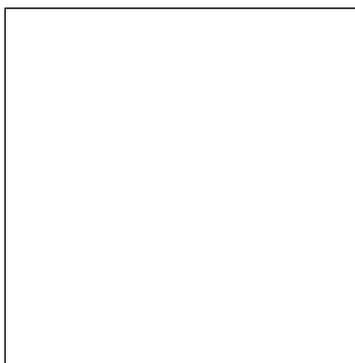
1 委任事項

- 入札書の記入に関する事項
- 入札書の提出に関する事項
- その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

「広島東公共職業安定所労働課分室境界確定測量及び登記業務の実施について」の
入札事案について委任する。

3 代理人の使用印鑑（入札書の押印を省略する場合は不要）



代理人による入札の場合の注意(入札書の押印を省略しない場合)

- 令和5・6年度厚生労働省一般競争(指名競争)参加資格の「測量・建設コンサルタント」の資格を有する者以外(代理、入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- 代理人が入札書及び封書へ押印する印鑑は、「委任に関する届出書」の3により押印した印を押印すること。

委任に関する届出書

【紙入札方式】

令和 年 月

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 ○○○○ 殿

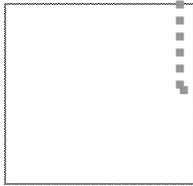
届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と
定め、下記のとおり委任します。

記

- 委任事項
(1) 入札書の記入に関する事項
(2) 入札書の提出に関する事項
(3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項
- 委任案件
「○○○○○○○」の入札事案について委任する。
- 代理人の使用印鑑(入札書の押印を省略する場合も不要)

代理人が入札書へ押印する
印鑑を押印すること。



入札書

【紙入札方式】

令和 年 月

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 ○○○○ 殿

入札者 住 所
名 称
入札者名 ○○ ○○ 印
(代理人名)

入札注意事項を承諾のうえ提出します。

入札件名 ○○○○○○

入札金額 ￥

但し、消費税は除く

※ 令和〇・〇・〇年度厚生労働省競争参加資格の「○○○○○○」の資格を有する者以外(代理人)が
入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

封筒記載例【紙入札方式】

表	裏
支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿	会社名、住所、電話番号 を記載すること。
入札書 在 中 （入札書） （準備契）	令和 年 月 日

封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「✂」を記入してください。
入札書の押印を省略しない場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。

表	裏
<p style="text-align: center;">支出負担行為担当官</p> <p style="text-align: center;">広島労働局総務部長 殿</p> <p>【入札件名】</p> <p>広島東公共職業安定所労働課分室境界確定測量及び登記業務の実施について</p> <p style="text-align: center;">入札書 在中</p>	<p style="text-align: center;">会社名、住所、電話番号 を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">会社名 住所 電話番号</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行（以下「甲」という。）を発注者とし、
〇〇 〇〇（以下「乙」という。）を受注者として、甲乙両当事者は、次の条項により広島東公共職業安定所
労働課分室境界確定測量及び登記業務実施に係る契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両当事者は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

（契約保証金）

第2条 甲は、乙に対して、契約保証金の納付を免除する。

（契約金額）

第3条 契約料金 円（うち消費税額 円）

（契約の目的）

第4条 乙は別紙「仕様書」に基づき、契約金額をもって期間中の業務を完全に履行しなければならない。
い。

（費用負担）

第5条 作業完了までに要するすべての費用は乙の負担とする。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他
の目的に使用してはならない。

（説明義務）

第7条 乙は甲の依頼により履行状況の説明を行う義務があり、また、甲が必要とする確認資料等の提
供を拒むことはできない。

（検査）

第8条 甲は乙からの宛名位置図、公図の写し、土地登記簿、境界確定書（官民境界確定書、民民境界確定書、
類似の名称含む）、測量成果（地積測量図等）、境界確定用平面図、境界確定断面図、現状写真、境界標遺失の場
合は、境界標復元を確認できる資料、その他の資料を受けた後に、速やかに検査を行うものとする。

この場において、乙の履行内容が甲の行う審査に合格しないときは、乙は甲の指示により手直し等の措置を
講ずるものとする。その場合に発生する費用等は全て乙の負担とする。

（請求）

第9条 乙は、甲の履行完了の確認を得たのち、官署支出官広島労働局長に対して請求書を提出するこ
と。

（契約金額の支払）

第10条 官署支出官広島労働局長は乙が提出する適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支
払うものとする。

2 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を明示してこれを乙に返付したときは、返付した日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しない。

(遅滞料)

第11条 遅滞料は、その起源の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第12条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の1に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第2号から第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(4) 第6条の規定に違反したとき

3 甲は、乙について民法542号各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の事由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(遅延利息)

第13条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき理由により前条に規定する代金の支払いを遅延した場合においては、乙に対し、支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、支払金額に対し年2.5%の割合で計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

(再委託)

第14条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む)に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準備して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第15条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書きに該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第16条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

い。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第17条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、売掛債権担保融資保障制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(業務履行中の破損等による損害賠償)

第18条 乙は、業務履行中に甲が所有し、若しくは占有する建物等を破損した場合は、これを原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務履行中に第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。

(履行期限の延期)

第19条 乙の帰すべき理由により、履行期限までに作業の完了をすることができない場合において、履行期限後相当の期間内に完了をする見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額から期限内に引渡しを完了した物品等に相応する契約代金相当額を控除した金額に対して、遅延日数に応じ年3%の割合で計算した額とする。

3 乙は、天災その他避け難い理由により、履行期限までに履行することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第20条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又は

その使用人が当該公訴を提起されたときを含む。) 。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所轄する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号の事実を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号に該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第22条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な

行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第25条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第26条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第27条 甲は、第18条第2項、同条第3項、第22条、第23条、第25条第2項及び第29条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第18条第2項、同条第3項、第22条、第23条、第25条第2項及び第29条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第28条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これ

を拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第29条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第30条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第31条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第32条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については広島地方裁判所又は広島簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第33条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第6条、第12条、第21条、第22条、第25条、第27条、第31条、第32条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名・押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島市中区上八丁堀6番30号
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行

乙 ○○ ○○